

川崎市 消費生活相談月報

第274号
(1月分)

川崎市消費者行政センター

令和元年5月22日
TEL 044-200-2263

1 平成31年1月分消費生活相談件数 678件 (前月より233件減) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	30年度累計
634	44	0	678 (9.24%減)	747	8,699

2 商品・役務(サービス)の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	デジタルコンテンツ	75	ネット通販サイトを騙る事業者から「未精算のコンテンツの件で、連絡しないと法的措置をとる」と書かれたメールが届いたが、身に覚えがない。どうしたらよいか。
2	商品一般	63	「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれた不審なハガキが送られてきた。身に覚えがない。どうしたらよいか。
3	不動産貸借	42	1か月半ほど前に賃貸マンションを退去したが、立ち合いの際には指摘のなかった浴室の強化洗浄費用やコーキングの打ち替え費用を請求された。不満。
4	他の健康食品	20	ネット通販で「絶対痩せる」というダイエットサプリ3袋を購入して飲んだところ、体に不調を感じた。「未開封の2袋返品したい」とメールしたが、断られた。
5	工事・建築	19	台所の排水管が詰まり、電話帳で調べた事業者修理してもらった。その際に「排水枘の新設工事が必要」と言われて契約をしたが、クーリング・オフしたい。
6	役務その他サービス	17	事業者で事故車の廃車を依頼した2時間後にキャンセルの連絡を入れたが、高額な解約料を請求された。納得できない。
7	インターネット 接続回線	16	プロバイダー料金がなく月額料が安くなると電話勧誘され、光回線に申し込んだがサポート体制に不安。解約は可能か。
8	携帯電話サービス	15	「毎月の支払額は約2千円」と説明を受けてショップでスマホの契約をしたが、書面には「月々約1万円」と記載されている。どうしたらよいか。
9	他の化粧品	11	スマホでまつ毛美容液を注文したが、使用后、瞼が痛くなったので使用をやめた。最近、同じ商品が届き、定期購入であることに気づいた。返品したい。
10	上着	10	ネット通販で、ブランド品のダウンジャケットを注文したが、詐欺的な事業者であると思われるので、キャンセルしたい。受取り拒否をしたいと思うが、大丈夫か。

3 販売購入形態

1月は、店舗外購入(特殊販売)347件、店舗購入137件、不明等194件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)
訪問販売	57	工事・建築7件、新聞4件、山林3件、修理サービス3件、役務その他サービス3件他
通信販売	244	デジタルコンテンツ67件、他の健康食品18件、他の化粧品11件他
マルチ・マルチまがい	9	他の内職・副業4件、教養娯楽教材2件、ファンド型投資商品2件他
電話勧誘販売	29	インターネット接続回線6件、デジタルコンテンツ4件、広告代理サービス3件他
ネガティブ・オプション	0	
訪問購入	6	商品一般1件、着物類1件、ネックレス1件、指輪1件、コレクション用品1件他
その他無店舗	2	複合サービス会員1件、ビジネス教室1件
合計	347	

訪問販売＝家庭・職場訪販、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの
マルチ・マルチまがい＝販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」